



第1回 川越駅西口市有地利活用勉強会

～民間活力とは～

日時：平成25年11月13日（水）
午後2時00分～午後4時00分
場所：川越駅西口まちづくり推進室

PPP(定期借地):西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)

区分	西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業	
事業進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設(県・市施設) 平成24年度 工事着工 平成26年度 工事完了・供用開始予定 ◆民間にぎわい施設 平成24年度 定期借地権設定 平成25年度 工事着工予定 平成26年度 工事完了・供用開始予定 	
事業概要	<p>主な導入施設として、川越市の施設として、劇場型ホール(約1,700席)、市民活動施設、子育て支援施設、公民館等がある。</p> <p>また、埼玉県の施設として、地方庁舎、産業支援施設等が導入される。さらに、事業用地の一部に事業用定期借地権(30年間)を設定し民間事業者が商業施設等を整備予定。</p>	
用途地域等	用途地域等: 近隣商業地域・防火地域 建ぺい率/容積率: 80%/300%	
所在	川越市新宿町	
敷地面積	21,181㎡ (公共施設: 13,524㎡ 民間施設: 7,657㎡)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設 建築面積: 8,762㎡ 延床面積: 40,211㎡ 階数: 地上6階、地下2階 市施設: ホール、市民活動施設、子育て支援施設等 県施設: 地方庁舎、産業支援施設、商工団体等事務室等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間施設 延床面積: 21,500㎡ 階数: 3階(一部4階) 貸付期間: 30年(定期借地) 施設概要: 食品、レストラン、フィットネス、クリニック、保育所等

◆公共施設イメージ図



◆民間施設



PFI:なぐわし公園PIKOA (ぴこあ) ①

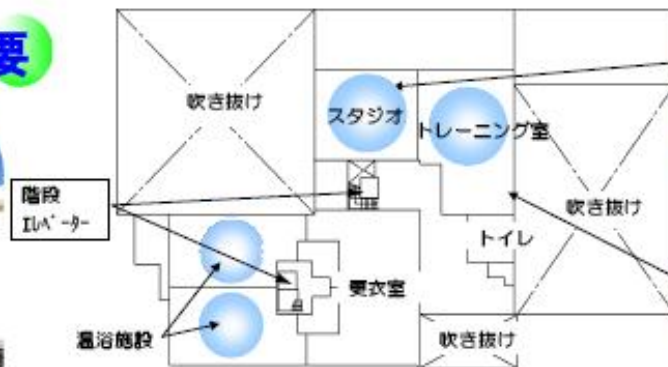
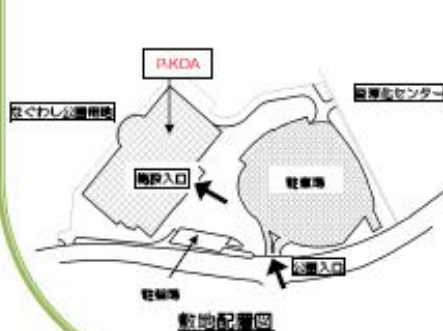
なぐわし公園PIKOA(ぴこあ)施設概要



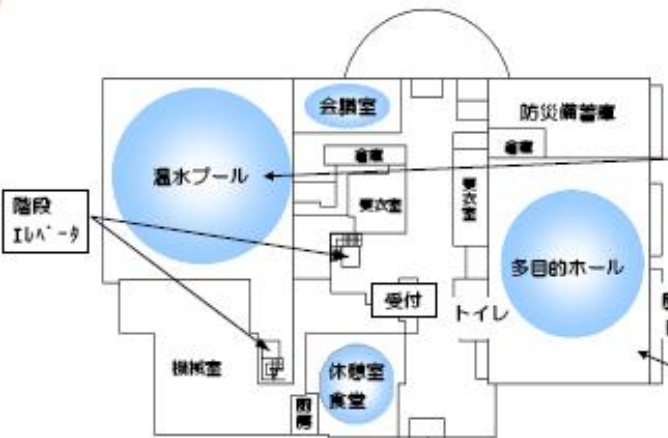
1 建築概要

所在地：川越市大字錦井1216番地
敷地面積：20,891.31㎡
建築面積：5,847.41㎡
延床面積：7,075.58㎡
1階：5,104.06㎡
2階：1,971.52㎡

なぐわし公園PFI株式会社
構成企業グループ
代表企業 大和リース㈱
設計・建設 戸田建設㈱
建設 初藤興業㈱
設計 ㈱橋山設計
維持管理 伊藤忠アパレルコミュニティ㈱
運営 ㈱コナミススポーツ&ライフ
資金調達 首都圏リース㈱



2階平面図



1階平面図

2 主な施設概要

- 1階 温水プール (25mプール(6コース)、健康増進プール、幼児用プール)
多目的ホール (バスケットボール1面(練習用2面)、バレーボール2面、
パドミントン4面、卓球10面など)
休憩室、食堂、会議室(3室分割可)
- 2階 スタジオ、トレーニング室
温浴施設(白湯、水風呂、寝湯、露天風呂など)、更衣室



PFI:なぐわし公園PiKOA(ぴこあ)②

なぐわし公園PiKOA(ぴこあ)運営概要

1 運営時間

- (1) 営業時間
月～金曜日(水曜日を除く) 9:00～23:00
土・日曜日・祝日 9:00～21:00
※利用者の退館時間を含む

- (2) 休館日
・毎週水曜日 ・年末年始(12月29日～1月3日)

2 主な利用料金

(1) 個人利用料(1回利用・税込)

施設	大人 (15歳以上)	小中学生	未就学児	障がい者
温水プール	500円	250円	0円	左記の半額
トレーニング室	400円	200円	—	左記の半額
スタジオ	400円	200円	0円	左記の半額
温浴施設	200円	100円	0円	左記の半額

(2) 個人定期利用料(一か月あたり・税込)

種別	月額利用料	備考
フルタイム	5,500円	開館時間中、温水プール・トレーニング室・スタジオ・温浴施設の利用が可能
デイトタイム	4,950円	平日9:00～17:00の間、温水プール・トレーニング室・スタジオ・温浴施設の利用が可能

※対象は、中学生を除く15歳以上とします。



(3) 専用利用料(税込)

施設の区分		基本使用料 (1時間につき)
多目的ホール (システム予約)	全面	2,700円
	1/2面	1,350円
温水プール	25mプール/1コース	1,500円
スタジオ	全面	2,000円
会議室一、二、三(システム予約)		各300円

※ 多目的ホールの空調利用は、別途料金がかかります。

※ 市外居住者が利用する場合は、1時間につき基本使用料の2割に相当する額を割増使用料として徴収します。ただし、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の区域内に在住・在学・在勤者は割増使用料の対象とはしません。

3 利用方法

(1) 個人利用(1回利用)

・券売機にて利用券を購入し、窓口にて手続きのうえ利用してください。

(2) 個人定期利用

・初期手続きを行い、許可書などを窓口にて提示し、利用してください。
・支払は、窓口での現金、指定クレジットカードからの引落し、口座引落し等から選択できます。

(3) 専用利用

・多目的ホールと会議室は、予約システムにて予約し、窓口にて支払いおよび許可手続きを行い利用してください。
・温水プールとスタジオは、窓口にて申請し、支払いおよび許可手続きを行い利用してください。

4 お問い合わせ

なぐわし公園温水利用型健康運動施設(PiKOA)

電話 239-0315

(担当) 川越市公園整備課 大規模公園担当
224-5965(直通)

指定管理者制度：制度の特徴と目的

◆指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、広く民間企業やNPO等を含む事業者に委ねることを可能にした地方自治法上の制度です(地方自治法第244条の2)。それまでの「管理委託制度」のもとでは、公の施設の管理を委託できるのは、公共団体、公共的団体及び自治体が出資する第三セクター等に限定されていました。

しかし、公の施設の管理運営において、

- 民間事業者も十分なサービス提供能力を備えてきていること。
- 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であること。

などの背景を受け、「指定管理者制度」として制度化されたものです。

◆指定管理者制度の目的

指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」(総務省自治行政局長通知:平成15年7月17日総行第87号)とされています。

指定管理者制度：導入状況①

	施設名称	指定期間			指定管理者
		管理開始日	期間	管理終了日	
1	川越市北部地域ふれあいセンター	25年4月1日	5年間	30年3月31日	特定非営利活動法人川越市北部地域ふれあいセンター運営協議会
	川越市東部地域ふれあいセンター	21年4月1日	5年間	26年3月31日	特定非営利活動法人川越市東部地域ふれあいセンター運営協議会
2	川越駅西口第一自転車駐車場 川越駅西口第二自転車駐車場 川越駅東口自転車駐車場 本川越駅前自転車駐車場 的場駅前自転車駐車場 新河岸駅自転車駐車場 南大塚駅南口自転車駐車場	24年4月1日	5年間	29年3月31日	公益社団法人川越市シルバー人材センター
3	川越市民聖苑やすらぎのさと	23年4月1日	5年間	28年3月31日	公益財団法人川越市施設管理公社

指定管理者制度：導入状況②

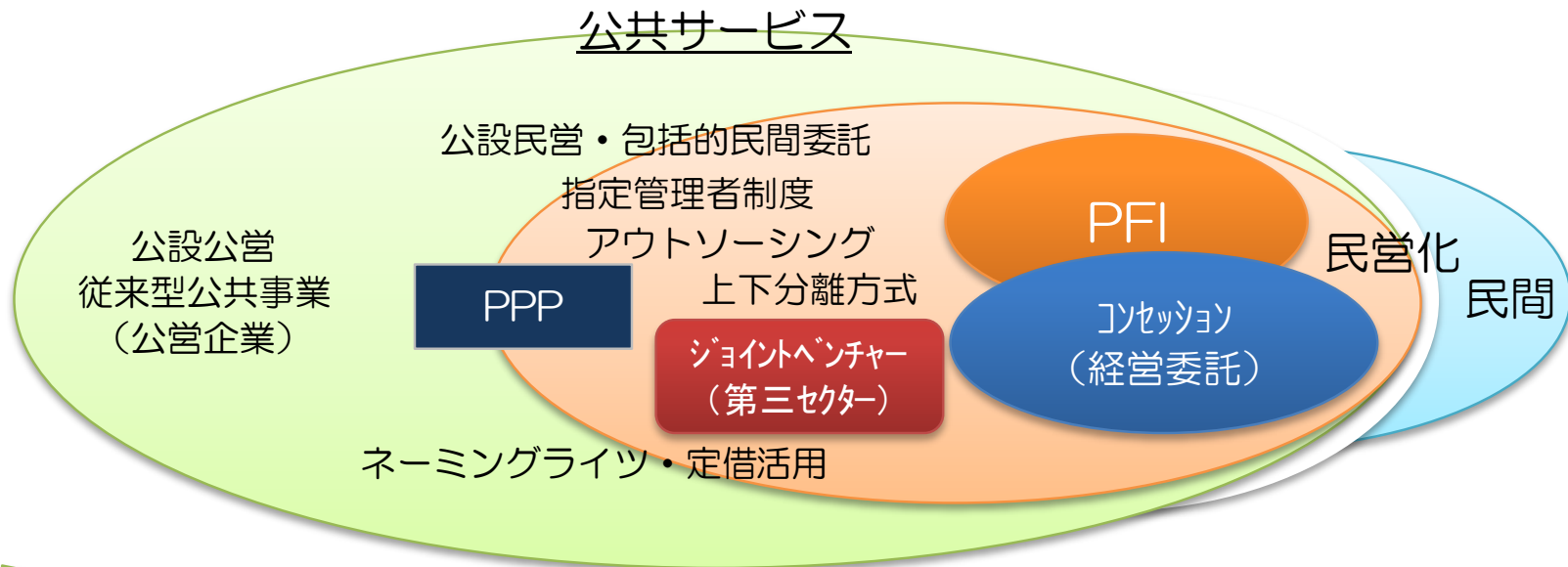
4	川越市市民会館	23年4月1日	5年間	28年3月31日	公益財団法人川越市施設管理公社
	川越西文化会館				
	川越南文化会館				
5	川越運動公園陸上競技場	23年4月1日	5年間	28年3月31日	公益財団法人川越市施設管理公社
	川越運動公園総合体育館				
	川越運動公園テニスコート				
6	川越武道館	23年4月1日	5年間	28年3月31日	公益社団法人川越市シルバー人材センター
7	川越市総合福祉センター	23年4月1日	5年間	28年3月31日	
8	川越市老人福祉センター東後楽会館	23年4月1日	5年間	28年3月31日	(社福)川越市社会福祉協議会
	川越市老人福祉センター西後楽会館				
9	川越市養護老人ホームやまぶき荘	23年4月1日	5年間	28年3月31日	(福)加寿美福祉会

指定管理者制度：導入状況③

10	川越市小ヶ谷老人憩いの家	23年4月1日	5年間	28年3月31日	公益社団法人川越市シルバー人材センター
	川越市高階北老人憩いの家				
	川越市川越駅東口老人憩いの家				
11	川越市霞ヶ関東老人デイサービスセンター	23年4月1日	5年間	28年3月31日	(福)キングス・ガーデン埼玉
12	川越市芳野台体育館	23年4月1日	3年間	26年3月31日	公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
13	川越市中高年齢労働者福祉センター	23年4月1日	3年間	26年3月31日	
14	川越市産業観光館	22年4月1日	10年間	32年3月31日	株式会社まちづくり川越
15	川越市再開発住宅店舗	21年10月1日	4年 6月間	26年3月31日	埼玉県住宅供給公社
16	なぐわし公園	24年8月1日	14年 8月間	39年3月31日	なぐわし公園PFI株式会社

民間活力の活用とは

民間活力の活用とは：行政と民間事業者が協働で住民サービスの向上や事業効率のアップ、地域経済の活性化などに取り組むことを言います。



公共の関与度